

第1回安城市庁舎整備審議会 次第

日時 令和7年2月3日（月）

午前10時から11時30分まで

場所 本庁舎3階 災害対策本部室

- 1 市長あいさつ
- 2 辞令交付
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長選出
- 5 諮問
- 6 庁舎整備の検討状況に関する報告
 - (1) 安城市庁舎の概要について
 - (2) これまでの検討経過について
 - (3) 基本構想の策定に向けた検討体制及びスケジュールについて
 - (4) 庁舎整備に関するアンケート調査について
 - (5) 市民ワークショップについて
- 7 議題
 - (1) 現庁舎の課題及び整備の必要性について

 - (2) 庁舎整備の基本方針（案）について
- 8 その他
 - (1) 第2回審議会について

 - (2) 報酬等振込依頼書等について

安城市庁舎整備審議会委員名簿
(任期 令和7年2月3日～)

令和7年2月3日現在

No.	氏名	所属及び役職等	選任区分 (条例第4条)
1	荒木 裕子	京都府立大学 生命環境科学研究科 准教授	学識経験を有する者
2	大野 暁彦	名古屋市立大学 大学院芸術工学研究科 准教授	学識経験を有する者
3	太幡 英亮	名古屋市立大学 大学院芸術工学研究科 教授	学識経験を有する者
4	福島 茂	名城大学都市情報学部 教授	学識経験を有する者
5	石川 近利	(公社) 愛知建築士会 安城支部長	公共的団体等を代表する者
6	加藤 早苗	さんかく21・安城 幹事	公共的団体等を代表する者
7	神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	公共的団体等を代表する者
8	沓名 俊裕	安城商工会議所 会頭	公共的団体等を代表する者
9	寺田 覚	安城市町内会長連絡協議会 会長	公共的団体等を代表する者
10	大山 拓也		市民 (公募市民)

※敬称略

※選任区分ごと、50音順

※関係条例 安城市附属機関の設置に関する条例

安城市庁舎整備審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市庁舎整備審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部資産経営課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。